

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社はコーポレート・ガバナンスを重要な経営課題の一つとして認識しており、企業倫理の確立とともにコンプライアンスの強化に力点を置いた活動を行っております。経営責任の明確化、業務執行の迅速化そして意思決定の透明性向上のために、社内統制システムを強化し高い倫理観の醸成を図っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社SBI証券	261,500	3.89
川上 陽介	261,100	3.89
三輪 洋照	200,000	2.98
川端 一生	198,135	2.95
バンク オブ ニューヨーク ジーシーエム クライアント アカUNT ジエイピーアールデイ アイ エスジー エフイーエイシー (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	161,000	2.39
日本証券金融株式会社	130,000	1.93
東映アニメーション株式会社	101,700	1.51
チェース マンハッタン バンク ジーティーエス クライアント アカUNT エスクロウ (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	101,430	1.51
野村證券株式会社	95,705	1.42
ノムラ ビービー ノミニーズ リミテッド オムニバス－マージン(キャッシュピービー) (常任代理人 野村證券株式会社)	84,700	1.26

支配株主(親会社を除く)の有無 ———

親会社の有無 なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 第二部

決算期 12 月

業種 情報・通信業

直前事業年度末における(連結)従業員数 100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高 100億円未満

直前事業年度末における連結子会社数 10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 9 名

定款上の取締役の任期 2 年

取締役会の議長 社長

取締役の人数 6 名

社外取締役の選任状況 選任している

社外取締役の人数 1 名

社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
木下 耕太	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
木下 耕太	○	——	木下氏は、大手通信事業会社及びその関連会社での取締役並びに社長の経験があり、幅広い見識から発言・アドバイスを得たり、固有のキャリアに立脚した総合的な判断と中立的、客観的監督をお願いしております。また、現在・最近及び過去において上記a1～lのいずれにも該当しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから独立役員として選任いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無 なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無 設置している

定款上の監査役の員数 3 名

監査役の人数 3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役監査の組織構成につきましては、上記のとおり監査役3名が監査役会を組織し、監査役相互の連携強化に努めます。
内部監査の組織構成につきましては、内部監査部を設置し1名を配置し、内部監査計画に基づき、各部門の内部監査を実施し、内部牽制の有効性を確認してまいります。
会計監査人との連携につきましては、基本的には、会計監査人による会計処理のチェック、監査が実施される予定でございますので、指摘事項などの確実な履行に留意してまいります。
内部監査部、監査役及び会計監査人は、定期的にミーティングを行い、妥当性、適法性、適性性についてそれぞれの立場から意見交換を行い、的確な監査を実施するよう連携を図ってまいります。

社外監査役の選任状況 選任している

社外監査役の人数 2 名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
小高 正裕	公認会計士													
佐々木 惣一	弁護士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小高 正裕	○	——	小高氏は、社外監査役として公認会計士の経験を活かし、経営者から独立した視点での監査を行っていること、また取引所が定めた属性に該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断されるため独立役員として選任いたしました。
佐々木 惣一	○	——	佐々木氏は、弁護士として培われた法律知識や経験に基づく助言等により、当社のコンプライアンス体制の充実に資することが期待され、また取引所が定めた属性に該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断されるため独立役員として選任いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数 3 名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的としてストックオプションを付与しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外監査役、従業員、子会社の取締役、その他

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的としてストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

平成25年3月28日に開催した、第1回定時株主総会において、当社の取締役及び監査役の報酬の額は、当社定款の附則第2条に定める金額に準じ、取締役は年額5億円以内、監査役は年額6千万円以内と決議いたしました。
なお、取締役の報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分の給与及び賞与は含まれないものとします。

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役は、取締役会及びその他の重要な会議に出席し、必要に応じて取締役及び使用人に対して直接情報提供を求めることが出来るような体制となっております。

また、経営に重要な影響を与えるまたはあたえる可能性がある事項については、取締役より適時、情報伝達を行う体制となっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

企業統治の体制

1. 取締役会

取締役会は取締役6名(うち社外取締役1名)及び監査役3名(うち社外監査役2名)で構成し、定時取締役会は毎月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を適宜開催しておりますが、原則として取締役及び監査役全員の参加をもって議事を行うこととしております。取締役会では、上程された議案、当社グループ全体の事業計画、重要な設備投資等の当社グループ全体にとって重要な事項を議論し、意思決定を行っております。

2. 監査役会

当社は監査役制度を採用しております。3名の監査役による監査役会を組織し、定時監査役会は毎月1回開催しております。監査役会では、取締役会の意思決定の適法性や取締役等の業務執行状況を議論し、監査役会としての意見について決定を行っております。

3. コンプライアンス及びリスク管理体制の整備の状況

当社では、コンプライアンスに抵触する事態の発生の早期発見、解決に取り組むため、内部通報規程の整備を行うとともに、社外の弁護士への内部通報制度を導入し、全役職員に周知し、年1回以上定期的なコンプライアンス研修会を実施しております。

また、リスク管理規程、緊急時対応規程、情報セキュリティ管理規程を整備し、内部監査部門及び情報システム部門は定期的にリスクの見直しを行うとともに、取締役会に報告しております。

4. コーポレート・ガバナンス体制

経営の重要事項に関する意思決定及び監督機関として取締役会、監査機関として監査役及び監査役会を設置し、さらに必要に応じてグループ会社各社の業績及び事業進捗のモニタリング、管理及び意思決定を行う目的で経営会議を開催しております。

5. 内部監査及び監査役監査

当社の内部監査の組織構成につきましては、内部監査部を設置し1名を配置して、内部監査計画に基づき、当社及び当社グループ会社の各部門の内部監査を実施し、内部牽制の有効性を確認しております。監査役監査の組織構成につきましては、前述のとおり監査役3名が監査役会を組織し、監査役相互の関係強化に努めております。また、取締役会等の会議へ出席し、監査役監査計画に基づき取締役の業務執行に対する適法性の監査等を実施しております。なお、監査役小高正裕氏は、公認会計士及び税理士の資格を有していることから、財務及び会計に関する相当の知見を有するものであります。また、監査役佐々木惣一氏は、弁護士の資格を有しており、企業のコンプライアンスの実務に長年かわり、企業法務に関する専門的な知見を有するものであります。

さらに内部監査部、監査役及び会計監査人は、定期的にミーティングを行い、妥当性、適法性、適正性についてそれぞれの立場から意見交換を行い、的確な監査を実施するよう連携を図っております。

6. 社外取締役及び社外監査役の人数

社外取締役は1名、社外監査役は2名であります。

7. 社外監査役と当社との人的・資本的・取引関係その他の利害関係

社外取締役である木下耕太氏は、当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係は有りません。

また、社外監査役である小高正裕氏及び佐々木惣一氏の両氏とも、当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

8. 社外取締役及び社外監査役の選任状況並びに企業統治において果たす機能及び役割

社外取締役木下耕太氏は、大手通信事業会社及びその関連会社の取締役並びに社長の経験があり、同氏の企業経営全般に対する高い見識と豊富な経験により、当社グループの経営に対して積極的な意見及び提言をしていただくことを目的として選任いたしました。

社外監査役小高正裕氏は、公認会計士としての専門的見地から、適宜、必要な発言を行っております。社外監査役佐々木惣一氏は、弁護士であり、法務面の豊富な経験に基づくコンプライアンスに関する監視の機能を強化できるものと判断し社外監査役として選任いたしました。

また、当社は、社外取締役の木下耕太氏、社外監査役の小高正裕氏及び佐々木惣一氏の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

9. 社外取締役及び社外監査役を選任するための当社からの独立性に関する基準又は方針の内容

当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するための当社からの独立性に関する独自の基準は定めておりませんが、選任にあたっては東京証券取引所の上場管理等に関するガイドライン等を参考にしております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、当社グループの筆頭として、企業グループとしての長期的、継続的な発展と企業価値の最大化を実現するうえで、経営の透明性の確保及びコンプライアンスの徹底を図る為に、コーポレート・ガバナンスの強化が重要な経営課題であると認識し、組織体制や仕組みを整備し、必要な施策を実施していくことを基本的な方針としております。

当社では、経営の重要事項に関する意思決定及び監督機関として取締役会、監査機関として監査役及び監査役会を設置しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明

株主総会招集通知の早期発送	当社の定時株主総会は毎年3月末に開催を予定しているため、招集通知の発送は、3月上旬を予定しております。 なお、発送時期につきましては、株主総会開催日より20日前の発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社の決算期は毎年12月末日であり、定時株主総会の開催は3月下旬の予定のため、集中日にはあたりません。

2. IRに関する活動状況

補足説明

代表者自身
による説明
の有無

アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	期末決算、第2四半期決算毎に会社説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	自社のホームページにおいて毎四半期毎に適時掲載を行ってまいります。	
IRに関する部署(担当者)の設置	事業管理部において行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ホームページを通じて、ステークホルダーに対する情報提供を適時行う方針であります。
---------------------------	--

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムの整備の状況については、下記のとおりであります。

当社は、法令遵守、財務報告の信頼性及び業務効率化を目的として、「内部統制システムの基本方針」を定め、内部統制システムを構築しております。その体制の概要は以下のとおりであります。

1. 当社並びにその子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社並びにその子会社の全役職員に法令・定款の遵守を徹底するためコンプライアンス規程、内部者取引管理防止規程、個人情報保護規程等コンプライアンスに係る規程の整備のもと、これを周知徹底させるとともに、全役職員が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制を構築するためコンプライアンス相談窓口規程を整備する。

(2) 内部監査部門は、内部統制及びコンプライアンスの状況を監査し、定期的に代表取締役社長に報告する。

(3) 社会的秩序や健全な企業活動を脅かす反社会的勢力及び団体とは一切の関わりを持たず、不当要求を受けた場合は組織的に毅然とした姿勢で対応する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理を行うために取締役会規程、文書管理規程その他社内諸規程を整備し、適正に管理する。

3. 当社並びにその子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

業務の執行にあたり、予め予測可能な損失の危険は、社内規程、規則、マニュアル等の諸規程を整備し未然に防止を図る。予想し得ない突発的な事態の発生には、当社の代表取締役社長の指揮のもとこれに対応する。

4. 当社並びにその子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

事業計画のマネジメントについては、毎年策定される中期経営計画及び年度計画に基づき各業務執行ラインにおいて目標達成のために活動することとする。また、経営目標が当初の計画通りに進捗しているか業績報告を通じ定期的に検査を行う。

業務執行のマネジメントについては、取締役会規程により定められている事項及びその付議基準に該当する事項については、全て取締役会に付議することを遵守し、その際には経営判断の原則に基づき事前に議題に関する十分な資料が全役員に配布される体制をとるものとする。

日常の職務執行に際しては、職務権限規程、職務分掌規程等に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行することとする。

5. 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 当社の取締役会によりグループ各社の経営方針、年度計画、目標数値の進捗状況等の審議並びに報告を通して、情報の共有化を図ることとする。

(2) グループ各社の業務の適正を確保するために関係会社権限規程を整備し、当社はグループ各社の業績目標達成状況及びリスク管理体制、コンプライアンス体制状況を把握するとともに、適時適切な指示、対応を行う。

(3) 当社は子会社の自主性を尊重しつつ業務の報告を定期的に受け、子会社取締役業務執行体制を適時適切に見直し、それぞれの内部統制システム整備を推進する。

(4) 内部監査部門は、グループ各社の内部統制システムの整備状況の監査に協力し、把握・評価し、その監査結果を踏まえ改善を促すものとする。

6. 監査役がその職務の補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及び当該使用人の取締役からの独立性並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役がその職務を補助するべき使用人を置くことを求めた場合、既存組織と独立した適切な体制を整備する。

補助するべき使用人は監査役の指示に従ってその監査の業務を行う。

担当する使用人の人事考課、異動等については監査役の同意を受けたうえで決定することとし、取締役からの独立性を確保する。

7. 当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受ける者が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人、子会社取締役、監査役及び使用人は、法令に基づく事項のほか、監査役の要請に応じ必要な報告及び情報提供を行う。

担当する使用人の人事考課、異動等については監査役の同意を受けたうえで決定することとし、取締役からの独立性を確保する。

また当社グループに著しい損害、不利益を及ぼすおそれのある事実、法令、定款、倫理等に違反する行為等を発見又はおそれがある場合の当該事実は速やかに監査役に報告する。

8. 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役へ報告を行った当社及び子会社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを行わないものとする。

9. 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をした時は、当該監査役の職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとする。

10. その他監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制

監査役は代表取締役社長、監査法人と定期的に会議を開催し、監査役が意見又は情報の交換ができる体制とする。

内部監査部門は監査役と定期的にまた必要に応じ会議を開催し、取締役及び使用人の業務の適法性、妥当性について、監査役が報告を受ける体制とする。

監査役は子会社の監査役との意見又は情報の交換等、連携をはかる。

11. 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の適正性及び信頼性を確保するため、関係法令等に従い内部統制を整備し、その適切な運用・管理にあたる。

以 上

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 基本的な方針について

当社代表取締役社長は反社会的勢力と絶対に付き合わないという信念を持ち、取締役会及び重要な社内会議等において、折に触れ反社会的勢力と絶対に接触しない様、取締役、監査役、ならびに社員に対し注意を促しております。また、警察署や関係機関により開催される反社会的勢力に関するセミナー等に積極的に参加させることにより、意識の徹底とともに情報収集にも努めてまいります。

2. 具体的に取り組んでいる事項について(対株主、対取締役・監査役、対従業員、取引先等)

営業部門の新規営業先、及び部材調達先の新規仕入等の取引開始時には、担当者から相手先についてのヒアリングを行い、グループ各社の管理部門でインターネット検索を実施する等情報収集を行い、風評等に問題があれば外部の調査機関の活用ができるよう整えております。この他、万一来備えて所轄警察署の相談窓口との関係強化や顧問弁護士のシミュレーションを通じた緊急体制の構築を検討しております。

なお、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第14条第1項に規定する責任者」として、その選任者の届出を管轄の代々木警察署に行っており、平成24年4月に、「社団法人警視庁特殊暴力防止対策連合会」に加盟いたしました。同連合会代々木地区では、大手工場企業や外資系企業も加盟しており、当社においても同連合会に加盟することは情報収集や連絡を取り合う上で有効な対応策と考えております。

上記の他、当社のコンプライアンス規程においても、反社会的勢力に対しては毅然と対応し、利益供与等は一切行っていない旨、またコンプライアンス違反等についての発見、発覚についてはただちに上長、役員のいずれかに報告すること、通報・報告者が不利益を被ることの無いよう定め、役職員に周知徹底を努めております。また、反社会的勢力対策規程を策定しております。

Ⅴその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制について

1. 情報開示の基本姿勢

当社は、株主・投資家の皆様に対し、当社の経営方針や事業戦略、業績・財務にかかわる情報を分かりやすく公平かつ正確に提供することを基本方針としており、適時適切な情報開示を心掛けます。

2. 情報開示基準

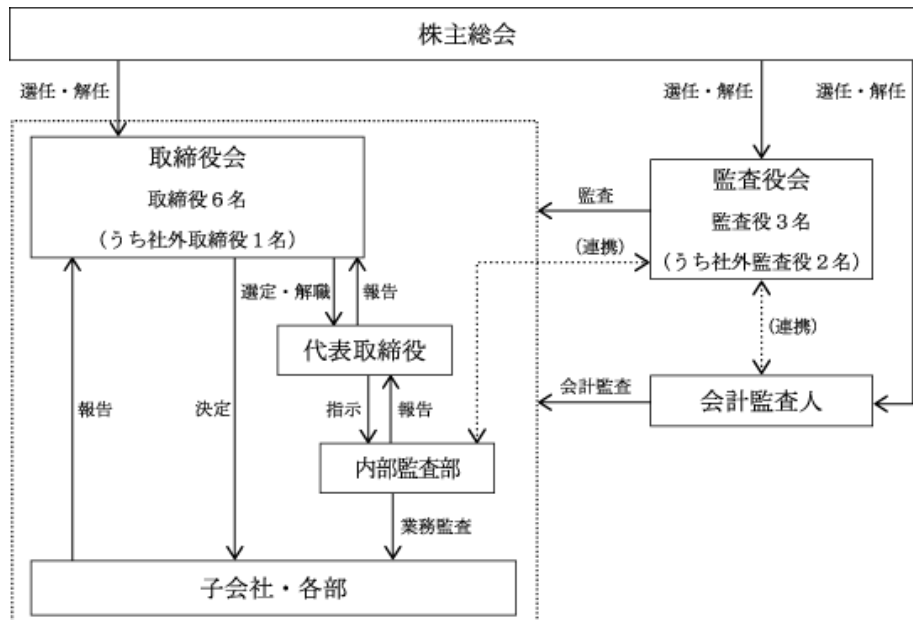
当社は、金融商品取引法等の法令および東京証券取引所が定める有価証券上場規程等に従い、適時適切に情報開示を行います。また、法定開示や適時開示の対象とならない情報であっても、投資判断に影響を与えると思われる重要な情報については、公平かつ迅速に開示します。

3. 情報開示方法

適時開示規則に則り東京証券取引所情報開示システム(TDnet)にて公開します。TDnetで公開した情報は、報道機関向け発表(プレスリリース)を行うとともに、当社ホームページへ速やかに掲載いたします。

4. 沈黙期間

当社は決算(四半期決算含む)情報の漏えいを防ぎ、公平性を確保するため、決算期日の翌日から決算発表日までを沈黙期間としています。この期間は、決算・業績見通しに関する質問への回答やコメントを差し控えることとしています。ただし、この沈黙期間中に業績予想を大きく外れる見込みが出てきた場合には、開示規則に従い適宜公表することとしています。



会社情報の適時開示の系統図

